

特定個人情報保護委員会（第2回）議事概要

- 1 日時：平成26年1月14日（火）14：00～16：40
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、手塚委員
其田事務局長、松元総務課長
内閣官房 社会保障改革担当室 水町参事官補佐

4 議事の概要

（1）議題1：議事運営規程の一部改正について

事務局から議事運営規程の一部改正案について説明があった。原案どおり了承された。

社会保障改革担当室水町参事官補佐の出席が承認された。

（2）議題2：情報保護評価に関するこれまでの議論と指針（内閣官房案）について

内閣官房社会保障改革担当室水町参事官補佐から資料の説明があった。手塚委員から「義務付対象外の範囲について、行政機関等にすべて任せるのか、委員会として承認するなど確認をしないといけないのか」という旨の発言があり、内閣官房から「原則として、法律上の義務付から外すという整理をしている。委員会の承認義務は、行政機関等の全項目評価書とされており、それ以外については、委員会で任意に点検を行うことができるほか、提出された評価書の修正を求めることも委員会の指導・助言等の権限においてできる」という旨の発言があった。

また、堀部委員長から、「行政機関等に対する説明状況はどの程度か」という旨の発言があり、内閣官房から、「法令協議、事前協議で周知されている。その他自治体に参加する全国説明会の場で、平成23年から説明を行っている。さらに、各自治体から内閣官房へ研修会の依頼があり、年間で約100件実施している」という旨の発言があった。

阿部委員から「委員会案を固め、パブリックコメントに付す前に主な行政機関に説明会を行うかどうかを検討する必要がある。また、委員会案が内閣官房案をそのまま踏襲する場合においても、委員会としてきちんと説明を行う必要がある」という旨の発言があり、堀部委員長から「委員会としても内閣官房案に何か付け加える等の議論をしていく必要がある」、「地方自治体は非常に大きな関心を示しており、審議会に関しては、全ての自治体が設置しているかは把握していないが、第三者点検をどうするのかの問題がでてくる可能性がある。審議会・審査会の設置状況の資料をいただきたい」という旨の発言があ

った。

阿部委員から、「第三者機関による点検は任意であるのか」との発言があり、内閣官房から「全項目評価は第三者点検が義務付けされており、重点項目評価は、任意である。第三者の要件については、外部性と専門性が求められる。」との発言があった。

阿部委員から「第三者点検については、例えば、大都市の周辺の自治体が、大都市に第三者点検を依頼することも考えられる」との発言があり、内閣官房から「他の自治体であっても、専門性がある職員であればよいとしている」との発言があった。

(3) 議題3：情報保護評価に関する今後の予定と論点について

事務局から資料の説明があった。

① しきい値評価（プライバシー等の権利・利益保護への取組みに関する評価項目）について

堀部委員長から「プライバシー等の権利・利益保護への取組みを評価項目として追加するとするならば、どこに追加するのか」という旨の発言があり、内閣官房から「しきい値評価書のⅡ．質問票の中にリスクへの対策をとっているかというような項目を追加することが考えられる」旨の発言があった。

阿部委員から「個人番号を取り扱うに当たって一番心配なことは、金銭的な被害が及ぶことである」、「項目を追加すべき」との意見があった。

また、手塚委員から「しきい値評価書には3項目あるが、一番重要なのは、情報セキュリティの問題である。そこに深く踏み込んでしまうとシステムの設計で対応しなければならない問題との切り分けが難しくなる。追加項目について、例えば、特記すべきことはないかという任意の記述を入れる項目を追加した方がよい」という旨の発言があった。さらに、阿部委員から「しきい値評価書は形式的に振り分ける性質があるから、そのような項目は全項目評価書や重点項目評価書に入れた方がよい」という旨の発言があり、手塚委員から「PIAの基本的な理念というものは、評価書を作成する者が、意識を持ちつつ、どういったところにフォーカスしているかということに記載して欲しいというのが考え方である。ある程度の基準を示し、網羅性を持たせながら、その考え方を引き出すことが重要である」旨の発言があった。

堀部委員長から、「プライバシーアセスメントをどう捉えるかと関わってくる。世界的にもプライバシーという言葉そのものをどう捉えるかという議論もあるようにデータ保護だけでは範囲が狭すぎるという意見もある。日本では、プライバシーという文言を法律に書きにくいこともある。パーソナル

データに関する検討会では、プライバシー保護を盛り込むべきではないかといった議論があった。このような議論を踏まえて、特定個人情報保護評価においてプライバシー保護を謳っている意味は非常に大きい」という旨の発言があった。

② しきい値評価（情報保護評価の必要性のレベルの判断基準、対象人数の範囲）について

阿部委員から「業務において潜在的に取り扱う人数も含まれているから、業務人口で判断するのがよいのではないか」、「国の場合は、個人番号対象者か業務対象人数でしか判断できないと考えられ、地方自治体と整合性を取る意味でも業務対象人数で判断すべき」という旨の発言があった。

堀部委員長から「しきい値を下げる論点について、個人情報 WG では、国の行政機関は厳しめにするといった話が出ていたが、地方自治体は議論にならなかった」という旨の質問があった。

阿部委員から「特定個人情報を取り扱う職員が 500 人を超えるものは、少ないのではないか」という旨の発言があり、内閣官房から「行政機関へヒアリングを行った結果、大規模なシステムは 500 人を超えるものであった。また、想定されるケースとしては、アクセス制限を設定していない場合や、委託を行っている場合に委託業者で当該業務に従事する者が多い場合が考えられる」という旨の発言があった。

手塚委員から「評価を導入することに伴うコストはどのくらいかかるか」という旨の発言があり、内閣官房から「実際に行った自治体によれば、第三者点検に伴う委員への謝金、事務を担当する職員、システム担当職員の人件費がかかる。重点項目評価については、評価書が数時間で出来たと聞いているが、これに加えてパブリックコメントや審議会の運営等に時間がかかることが想定される。海外では、PIA コンサルタントがいて、2 月程度かかると聞いたことがある。」という旨の発言があった。

阿部委員から「実施機関で一律のしきい値にすべきである。番号法の罰則も厳しくなっている」、「番号法や地方公務員法等の趣旨から考え、自主的な評価を推奨し、委員会としても何らかの形で支援を行っていくべき。また、国の機関でも同様である」という旨の発言があった。さらに、「行政機関のみ対象人数のしきい値を下げるかどうかについては、その必要はないのではないかと懸念というものは、一人一人の公務員が、情報を漏えいさせたという問題ではなく、政治的に個人情報を悪用されたという懸念であると思う。その懸念に対して、評価書で答えることは難しい。政治的な問題として、政治のレベルで解決すべきである。国と地方に差をつけることは、国と地方は対等であるということを考えれば失礼であ

る」という旨の発言があった。

③ しきい値評価（重大事故）について

阿部委員から「個人情報と特定個人情報はそもそも制度が違うものであり、しきい値評価に当たって個人情報を判定要素とすることは、遑って評価を行うようなものであり、良くないのではないか」という旨の発言があり、手塚委員から「今の意見の通りである」という旨の発言があった。事務局から「法第 27 条第 1 項第 3 号は、全項目評価にかかる条文であるが、条文では、特定個人情報ファイルに限定している訳ではなく、過去の個人情報ファイルの取扱状況も踏まえて判断することとなっている」という旨の説明があった。阿部委員から「今の説明を踏まえると、再評価の時も特定個人情報と限定するのがよいのかどうかということと重大事故の範囲をどこまでとして捉えるか基準がないので、判断することが難しいのではないか」という旨の発言があった。事務局から、「重大事故の扱いについては、しきい値判定の仕方、全項目評価の記述、初回と再評価で差をつけるのかについて整理したい」という旨の発言があった。

堀部委員長から、「重大事故について、なぜ 101 人以上という基準なのか」という質問があり、事務局から「行政機関の個人情報保護法の施行状況調査を参考に数値を検討した」という旨の説明があった。阿部委員から「100 人以上の漏えい事故となるとシステム上の問題が出てくるという理由で説明がつくのではないか。例えば、受託業者が悪質であった、故意ではなくても重大なミスであったなどの理由が想定できる」という旨の発言があった。

④ 情報保護評価全般（プライバシーリスク）について

堀部委員長から「委託先については再委託、再々委託もすべて含むと考えてよいか」という旨の発言があり、内閣官房から「個々に項目は設けていないが再委託、再々委託もすべて含む」という旨の発言があった。

手塚委員から「リスクを考える上で、網羅的に考えていき、取り上げたリスク以外にどういうところに重点を置いているかを記載させる方がよい」という旨の発言があった。

⑤ 情報保護評価全般（非公表）について

阿部委員から「非公表箇所を特定する件に関して、指針で書くのか」という旨の発言があった。内閣官房から「情報セキュリティ上のリスクや違法行為の助長への恐れと抽象的な表現で指針に記載すると判断の幅がかな

り広がる可能性がある。ヒアリングを行ったところ、公表されるファイルの名前さえ公表したくないという意見が出てきており、多くの非公表箇所が出てきてしまう恐れがある」、「記載の問題ではあるが、リスク対策の記載について、抽象的に記載すれば公表できるが、詳しく記載させると公表ができなくなってしまう。公表することを優位にするか記載を充実させるかの兼ね合いがある」という旨の発言があった。

手塚委員から「評価書の項目の他との接続や保管場所については、非公開にすべきである」という旨の発言があった。阿部委員から「評価書を詳しく記載させれば、当然非公表箇所も増えてくるのではないか」という旨の発言があり、内閣官房から「具体的には、権限を持たない第三者がアクセスできないようにする対策で、例えば、ユーザーIDの管理においてパスワードを3か月に1度変更させていると記載した評価を公表した場合に変更頻度がわかってしまうと問題がある等である」という旨の発言がなされた。

本日の論点について、引き続き、継続審議となった。

(3) 情報保護評価に関する今後の予定と論点について
事務局から資料の説明があった。

(4) その他
手塚委員の海外渡航の予定について報告があった。